



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年 6 月 7 日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成16年 5 月17日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 飯田ボランティア協会
3 代表者の氏名
大 藏 正 明
4 主たる事務所の所在地
飯田市松尾代田1709番地 1
5 定款に記載された目的

この法人は、主に飯田・下伊那地域に住む市民や住民、企業に対して、地域力を生かした地域福祉の実現を目指し、一人一人が必要とされ、支えあうための福祉講座、ボランティア育成、ボランティア活性へのしくみ作りを広報や研究会などの地域福祉事業を通じて誰もが安心して住めるまちづくりと社会の利益に貢献していくことを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年 6 月 7 日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友 西尾張部店
長野市大字西尾張部1060- 4 ほか
2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
3 変更しようとする事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. Row 1: 148平方メートル, 203平方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

Table with 3 columns: 小売業者, 開店時刻, 閉店時刻. Row 1: (株)エス・エス・ブイ, 午前9時, 午後10時

(変更後)

Table with 3 columns: 小売業者, 開店時刻, 閉店時刻. Row 1: (株)エス・エス・ブイ, 24時間

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

Table with 3 columns: 駐車場, 変更前, 変更後. Rows 1-5 showing parking lot changes

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

Table with 3 columns: 荷さばき施設, 変更前, 変更後. Rows 1-2 showing loading/unloading facility changes

4 変更する年月日

3の(1) 平成17年 1月22日

3の(2)(3)(4) 平成16年 6月 4日

5 届出年月日

平成16年 5月21日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年 6月 7日から平成16年10月 7日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年 5月19日付け12産振第137号）様式第 8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年 6 月 7 日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西友 野沢店  
佐久市大字野沢字一丁田315-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(株)エス・エス・ブイ  
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	午前9時	午後11時
(株)はなおか	午前10時	午後9時
寺島薬局(株)	午前9時	午後9時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)エス・エス・ブイ	24時間	
(株)はなおか	午前10時	午後9時
寺島薬局(株)	午前9時	午後9時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変 更 前	変 更 後
1	午前8時30分から 午後11時30分まで	24時間
2		午前7時から 午後11時まで

- 4 変更する年月日  
平成16年6月4日
- 5 届出年月日  
平成16年5月24日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間  
平成16年6月7日から平成16年10月7日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業振興課

**公告**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。  
なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提

出することができます。

平成16年6月7日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マツヤ 軽井沢店  
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字野沢原1323-1002 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(株)マツヤ  
長野市大字三輪荒屋1180-1
- 3 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前10時	午後10時

(変更後)

小 売 業 者	開店時刻	閉店時刻
(株)マツヤ	午前9時	午後11時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変 更 前	変 更 後
1	24時間	午前8時30分から 午後11時30分まで
2		

- 4 変更する年月日  
平成16年6月1日
- 5 届出年月日  
平成16年5月25日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所  
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間  
平成16年6月7日から平成16年10月7日まで
- 8 意見書の様式  
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先  
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工雇用課

産業振興課

**公告**

平成16年6月1日、塩尻市奈良井川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成16年6月7日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

## 公告

茅野市における県営米沢地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成16年6月7日

長野県知事 田中康夫

- 縦覧に供する書類  
県営米沢地区土地改良事業換地計画書の写し
- 縦覧の期間  
平成16年6月8日から7月5日まで
- 縦覧の場所  
茅野市役所

農村整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年6月7日

長野県知事 田中康夫

- 都市計画の種類及び名称  
豊科都市計画土地区画整理事業 吉野土地区画整理事業
- 縦覧場所  
長野県土木部都市計画課及び豊科町役場

都市計画課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年6月7日

長野県知事 田中康夫

- 都市計画の種類及び名称  
豊科都市計画地域地区（用途地域）
- 縦覧場所  
長野県土木部都市計画課及び豊科町役場

都市計画課

## 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可しました。

平成16年6月7日

長野県知事 田中康夫

- 組合の名称  
佐久市花園土地区画整理組合

## 2 事業施行期間

平成16年6月1日から平成20年3月31日まで

## 3 施行地区

佐久市大字岩村田字仁王前、字羽毛前、字南羽毛平、字下信濃石の各一部

## 4 事務所所在地

佐久市大字猿久保882番地 J A佐久浅間農業協同組合本所内

## 5 施行認可の年月日

平成16年6月1日

## 6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

## 7 公告の方法

佐久市役所の掲示場に掲示する

都市計画課

## 公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可しました。

平成16年6月7日

長野県知事 田中康夫

- 組合の名称  
塩尻市吉田原土地区画整理組合
- 事業施行期間  
平成8年7月4日から平成19年3月31日まで
- 施行地区  
塩尻市大字広丘吉田字道西、字均西及び字上原の各一部
- 事務所所在地  
塩尻市大字広丘原新田215番地12 塩尻市農業協同組合広丘支所内
- 設立認可の年月日  
平成8年6月28日
- 変更認可の年月日  
平成16年6月2日

都市計画課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年6月7日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

- 許可番号 平成16年4月22日  
長野県佐久地方事務所指令16佐地建第16-1号
- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹2141-73
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
千葉県東葛飾郡沼南町高柳1763-5  
有限会社信光不動産 代表取締役 金井光男

## 建築管理課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年 6月 7日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

- 1 (1) 許可番号 平成15年12月19日  
長野県松本地方事務所指令15松地建第24-6号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
南安曇郡三郷村大字明盛3687-1、3687-2、3687-4、3689-1、3689-3
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
南安曇郡穂高町大字穂高7581-1  
株式会社等々力不動産 代表取締役 等々力 強
- 2 (1) 許可番号 平成16年2月19日  
長野県松本地方事務所指令15松地建第24-10号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
南安曇郡三郷村大字温6955-1、6955-2、6956、6957
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
松本市中央2-2-15  
株式会社開運堂 代表取締役社長 渡 邊 公志郎
- 3 (1) 許可番号 平成16年5月13日  
長野県松本地方事務所指令16松地建第35-1号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
塩尻市大字大小屋宇御堂105-3
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
塩尻市大字堀ノ内110 中 島 多喜雄
- 4 (1) 許可番号 平成16年1月27日  
長野県松本地方事務所指令15松地建第24-9号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
南安曇郡梓川村大字倭2077-1、2077-3、2078
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
松本市両島7-9  
有限会社ムトー不動産 代表取締役 武 藤 昌 治

## 建築管理課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成16年 6月 7日

長野県長野地方事務所長 金 井 範 夫

- 1 (1) 許可番号 平成15年12月11日  
長野県指令15建第2-11号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
須坂市大字日滝字宮原662
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
須坂市大字日滝322-1  
山岸アパート1-E 牧 厚 志

- 2 (1) 許可番号 平成16年5月17日 長野県指令16建第9-3号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
須坂市大字日滝字古池2265-11
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
須坂市大字日滝315-3 中 澤 博 記、中 澤 里 子

## 建築管理課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年 6月 7日

長野県立阿南病院長 温 田 信 夫

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品及び数量  
自動視野計 一式
  - (2) 物品等の特質  
仕様書のとおりです。
  - (3) 納入期限  
平成16年7月27日
  - (4) 納入場所  
長野県立阿南病院
  - (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
  - (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
下伊那郡阿南町北条2009-1  
長野県立阿南病院 事務局総務係  
電話 0260 (22) 2121 内線 205
- 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成16年6月28日 午後2時  
イ 場所 長野県立阿南病院 講堂
  - (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成16年6月25日 午後5時(必着)  
イ 場所 下伊那郡阿南町2009-1(郵便番号 399-1501)  
長野県立阿南病院 事務局総務係
  - (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (7) 契約書作成の要否  
必要です。
  - (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

医務課県立病院室

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年6月7日

長野県立阿南病院長 温田信夫

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品及び数量  
マルチカラーレーザー光凝固装置 一式
- (2) 物品等の特質  
仕様書のとおりです。
- (3) 納入期限  
平成16年7月27日
- (4) 納入場所  
長野県立阿南病院
- (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。
  - (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
下伊那郡阿南町北条2009-1  
長野県立阿南病院 事務局総務係  
電話 0260(22)2121 内線 205
- 4 入札手続等
  - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成16年6月28日 午後2時30分  
イ 場所 長野県立阿南病院 講堂
  - (3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所  
ア 日時 平成16年6月25日 午後5時(必着)  
イ 場所 下伊那郡阿南町2009-1(郵便番号 399-1501)  
長野県立阿南病院 事務局総務係
  - (4) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (5) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (7) 契約書作成の要否  
必要です。
  - (8) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他  
詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

医務課県立病院室

## 公告

平成16年度及び17年度において長野県警察本部が発注する自動車保管場所現地調査業務に係る一般競争入札に参加する者の資格審査及び事前研修を次のとおり行います。

平成16年6月7日

長野県警察本部長 岡 弘 文

## 第1 資格審査

## 1 申請の方法

## (1) 申請書の用紙

所定の「自動車保管場所現地調査業務入札参加資格審査申請書」を使用してください。

## (2) 申請書の提出期間

平成16年6月18日から平成16年7月8日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とします。

## (3) 申請書用紙の配布

長野県警察本部交通規制課及び最寄りの警察署において配布します。

## (4) 申請書の提出先

長野県警察本部交通規制課又は最寄りの警察署

## 2 一般競争入札に参加することができない者

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当する者(競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者)

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に該当する者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

## 3 一般競争入札参加資格者の資格及び審査の方法

長野県警察自動車保管場所現地調査業務入札参加資格審査実施要綱に定めるところによります。

## 4 資格審査結果の通知

自動車保管場所現地調査業務入札参加資格確認通知書により申請者に通知(郵送)します。

## 5 資格の有効期間及び更新手続

## (1) 一般競争入札参加資格の有効期間

資格を取得した日から平成18年3月31日までとします。

## (2) 有効期間の更新

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成17年12月頃に、平成18年度及び平成19年度の資格審査の公告を行う予定であるので、当該公告に基づき申請してください。

## 第2 事前研修

## 1 実施日時

平成16年6月18日 午後1時

## 2 実施場所

長野県庁講堂前会議室(長野県庁1階)

## 3 受講者

自動車保管場所現地調査業務の一般競争入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかに該当するもの

(1) 事業所、法人等にあつては代表者又はその代理人

(2) 保管場所現地調査の業務指導をすべき立場にある者

## 4 申込方法

## (1) 申込書の用紙

所定の「自動車保管場所現地調査業務事前研修申込書」を使用してください。

## (2) 申込書の提出期間

平成16年6月7日から平成16年6月17日(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)とします。

## (3) 申込書の配布

長野県警察本部交通規制課及び最寄りの警察署において配布します。

## (4) 申込書の提出先

長野県警察本部交通規制課又は最寄りの警察署

交通規制課

## 公告

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定により長野県知事から委任された平成16年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施します。

平成16年6月7日

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 小野 邦 久

## 1 試験の日時

平成16年10月17日(日)午後1時から午後3時まで(宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し、修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとするもの(以下「登録講習修了者」という。)については、午後1時10分から午後3時まで)

## 2 試験場所

次の(1)から(4)までのうち、いずれかの試験場所とします。ただし、登録講習修了者については、(2)の試験場所とします。

(1) 信州大学工学部(長野市若里4-17-1)

(2) 信州大学高等教育システムセンター(松本市旭3-1-1)

(3) 信州大学繊維学部(上田市常田3-15-1)

(4) 長野県伊那北高等学校(伊那市大字伊那2165)

## 3 試験の内容

おおむね次の事項(登録講習修了者については、(1)及び(5)に掲げるものを除きます。)について行います。

なお、法令に関する出題は、平成16年4月1日現在の内容に基づいて行います。

(1) 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

(2) 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

(3) 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

(4) 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

(5) 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

(6) 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

(7) 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

## 4 試験の方法及び出題数

## (1) 方法

択一式の筆記試験によります。

## (2) 出題数

50問(登録講習修了者については、45問)

## 5 受験手数料

7,000円(受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座

に払い込むこととします。)

## 6 受験申込み

### (1) 申込期間

#### ア 持参する場合

平成16年7月26日(月)から7月30日(金)までの午前9時30分から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除きます。)

#### イ 郵送による場合

平成16年7月5日(月)から7月30日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

### (2) 申込場所等

#### ア 持参する場合

社団法人長野県宅地建物取引業協会長野支部(長野市南県町1041-3 新建第3ビル2階 電話 026-238-7055)又は同協会中信支部(松本市大手4-7-2 電話 0263-36-0354)

#### イ 郵送による場合

社団法人長野県宅地建物取引業協会(郵便番号 380-0836 長野市南県町1041-3 新建第3ビル5階 電話 026-237-5454)

### (3) 提出書類

ア 受験申込書(受験手数料を納入したことを証する郵便振替払込受付証明書をはったもの)

イ 写真1葉(受験申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートルから5センチメートルまで、横3.5センチメートルから5センチメートルまでの間の大きさのもの)

ウ 登録講習修了者については、登録講習修了者証明書

## 7 合格発表

### (1) 発表の期日

平成16年12月1日(水)

### (2) 発表の方法

長野県庁、各地方事務所並びに社団法人長野県宅地建物取引業協会本部並びに上小、佐久、中信、上伊那、更埴、諏訪、飯田、須高及び茅野の各支部に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行います。

## 8 試験案内及び受験申込書の配布

### (1) 配布期間

平成16年7月5日(月)から7月30日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除きます。)

### (2) 配布場所

社団法人長野県宅地建物取引業協会各支部及び各地方事務所

## 9 試験に関する問い合わせ先

社団法人長野県宅地建物取引業協会

長野市南県町1041-3 新建第3ビル5階 電話 026-237-5454

建築管理課